

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年5月28日

高知県知事 殿



提出者

住 所 高知県四万十市西土佐江川崎1958

氏 名 (有)竹村綜合建設

代表取締役 金谷 光人

電話番号 0880-52-1521

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	道交国防安(交安)第402-013-2号国道441号防災・安全交付金工事 他
事業場の所在地	四万十市内及び四万十町内
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

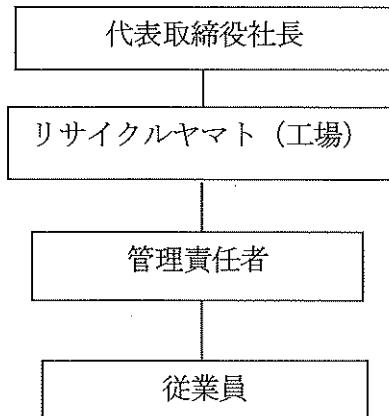
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	元請完成工事高 1,104,187(千円)
③ 従業員数	30人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	○自己処理：建設工事で発生したがれき類は、自らの破碎施設に収集運搬後、再生砕石として再資源化します。 ○木くず(木の枝葉・根)は、チップとして再生、資源化し堆肥にします。 ○建設工事で発生した建設混合廃棄物(廃プラスチック類)は、自社で運搬し最終処分場へ委託します。木くず、紙くずについては、自社で焼却しもえがら、ばいじんは収集運搬業者に委託し、最終処分場へ持ち込み処分されます。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（R5 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスティック類
	排 出 量	2,393 t	352 t	
(これまでに実施した取組)				
② 計画	○従業員を対象に廃棄物の発生抑制に係る教育を行っています。			
	○建設資材の長期使用、修理等を行い、廃棄物の排出を抑制しています。			
	○設計・施工段階から廃棄物の発生の少ない工法を選択、利用しています。			
○原料の調達・選定の段階から省資源梱包の商品を購入しています。				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスティック類
	排 出 量	3,000 t	360 t	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	○従業員が排出する生活系ごみ（弁当、ペットボトル等）は、一般廃棄物として持ち帰るよう、分別にかかる教育を行っています。
②計画	○木くずは、破碎で再資源化するため優先的に分別しています。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（R5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	2,393 t		352 t
	(これまでに実施した取組) がれき類→破碎し、RC-40として販売。 木くず→破碎し、堆肥化して販売。			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	
	自ら再生利用を行いう 産業廃棄物の量	3,000 t		360 t
(今後実施する予定の取組) 現状の取組のとおり今年度も実施予定です。				

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（R5年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	木くず(建築廃材)	紙くず	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t		t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t		t
(これまでに実施した取組) 実績なし				
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t		t
(今後実施する予定の取組) 特になし				

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（R5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実績なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（R5年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ○委託基準に従い、産業廃棄物処理業者を選定し、契約しています。 ○委託契約書及びマニフェスト（A, B2, C2, D, E）について、適正に記載されていることを確認して5年間保管しています。			

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスティック類	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			
(今後実施する予定の取組) ○現状の取組のとおり今年度も実施予定です。 ○委託先については、産業廃棄物の処理状況を定期的に確認、記録し、 より適正な処理業者を選定していく予定です。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。